

第24期 軽井沢町農業委員会 第7回 総会議事録

発言者	内 容
	(開会：13時30分)
青木事務局長	委員の皆様、ご苦労さまでございます、定刻になりましたので、第7回総会を始めたいと思います。最初に会長よりご挨拶を申し上げます。
市村初仁会長	皆様には日頃より委員としての活動にご尽力いただき、感謝申します。ご承知のとおり農業委員と推進委員には地域のリーダーとして期待されており、役割であります、農地利用の最適化推進活動として農地の貸し借り、権利移動による利用集積と集約化、農地中間管理機構と連携し耕作放棄地の発生防止と解消並びに農業後継者の確保のため新規就農及び定年帰農者による担い手の確保等に引き続き協力をお願いしたい。なお、時節柄、体調にご留意いただき農業委員会活動に当たっていただきたい。本日はJA関係、農業農村支援センター関係、町関係のご報告はございません。なお、本日総会後に予定しておりました、農業者との意見交換会は対面では実施せず、書面にて代替開催とさせていただきましたことをご了承ください。それでは第24期軽井沢町農業委員会第7回総会を開催します。
青木事務局長	ありがとうございました。それではまず議事進行を行う議長についてですが、軽井沢町農業委員会 会議規則第6条の規定により総会の議長は、会長が行なうことになっておりますので、よろしくをお願いします。
市村初仁議長	規定により、私が議長を務めることになっておりますので、議事を進めさせていただきます。事務局より、会議成立の報告をお願いします。
青木事務局長	農業委員総数14名中、14名の出席でございます。農地利用最適化推進委員7名中、7名の出席でございます。軽井沢町農業委員会会議規則第5条(在任する委員の過半数の出席)により、本総会が成立します事を報告します。
市村初仁議長	次に、3の議事録署名人の選任についてですが、軽井沢町農業委員会 会議規則第14条の規定により、議席番号7番の諸星恵美子委員と議席番号8番の柳澤昌代委員の2名をお願いします。
市村初仁議長	次に4の事業報告について、事務局より報告願います。
青木事務局長	それでは、お手元の次第1ページの令和3年1月8日から令和3年1月28日までの行事等について、報告いたします。 1月8日(金)に第24期軽井沢町農業委員会第6回総会を開催しました。

	<p>第__種住居地域で、農地法による農地区分は、第__種農地になります。それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。ハンドブック4-20ページになりますので、参照してください。農地法第5条第2項第3号の 資力・信用については、_____が_____、合計も同じでございます。資金の調達方法ですが、_____となり、_____が、提出されております。利害関係につきましては抵当権、その他権利等は設定されておりません。次に施行規則第57条第1号の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では、許可後から_____年_____月末までが、工事期間で、概ね1年以内となっております。問題ないと思われます。次に、施行規則第57条第2号他法令の許認可等については、該当いたしません。次に施行規則第57条第2号の2行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課及び農林振興係とは協議済みです。次に施行規則第57条第3号の_____いたしますが、配置図等で計画を確認し問題ないと思われます。次に施行規則第57条第4号の申請地の計画面積については、現地の状況や配置図を見る限り問題無いと思われます。次に施行規則第57条第5号の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に農地法第5条第2項第4号の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されております。また、農地法第5条第2項第5号の一時転用ではありません。以上により議案第1号番号1については、許可できない場合に該当しません。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございます。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第1号番号1について担当委員より説明願います。</p>
委 員	<p>委員番号1番の土屋史彦が議案第1号番号1について説明します。_____は_____の_____に現在、_____の_____と_____しておりますが、_____の_____が_____で_____となった為、_____での_____により_____に_____することとなった_____でございます。周囲には農地もございませが被害防除も提出されていること及び住宅化も進んでいることから、転用は問題ないと判断いたしました。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございます。補足説明で遠山推進委員は何かございますでしょうか。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せ</p>

委員	<p>て、議案第1号番号1についてご意見のある方はお願いします。</p> <p>なし</p>
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。ご意見がないようなので、議案第1号番号1につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p>
委員	<p>挙手</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。全員賛成ですので議案第1号番号1を原案どおり可決いたしました。</p> <p>よって、議案第1号番号1は、許可相当として県知事に意見を送付します。次に同様に5条申請となりますが、議案第1号番号2を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
青木事務局長	<p>議案第1号番号2について説明をいたします。次第5ページ、補足資料9ページから34ページ、をお願いします。</p> <p>____地区でございます。</p> <p>____は、____、____に____のある____、____でございます。</p> <p>____は____、____は____、____、____、____でございます。</p> <p>____の所在地は、____、____、____で、地目は、__で、面積は、____です。</p> <p>場所でございますが、補足資料10ページに位置図がございますが、____の____にございます____より____に____しております。</p> <p>転用の目的ですが、____である____は____で____、____において____があり、____が____ではなく、____に____して____もあつたことが____でございます。</p> <p>____の農地転用については、____として____。これは____の____で____を____のものでございます。なお、____が____の令和__年__から令和__年__月末までとなっており、____は、____が____を____、____を____します。</p> <p>町の用途地域区分は、____で、農地法による農地区分は、第__種農地になり、____についても____されております。</p> <p>それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。</p> <p>ハンドブック4-20ページになりますので、参照してください。</p> <p>農地法第5条第2項第3号の 資力・信用については、____、____、____、____合計で____、となっています。</p>

	<p>資金の調達方法ですが、_____となり、_____が添付されております 利害関係につきましては抵当権、その他権利等は設定されておりません。 次に施行規則第57条第1号の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では、許可後から令和__年__月末までが、工事期間で、概ね1年以内となっており、問題ないと思われます。 次に、施行規則第57条第2号他法令の許認可等については、該当いたしません。 次に施行規則第57条第2号の2行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課及び農林振興係とは協議済みです。 次に施行規則第57条第3号の農地等以外の土地利用はないので、該当しません。 次に施行規則第57条第4号の申請地の計画面積については、現地の状況や配置図を見る限り問題無いと思われます。 次に施行規則第57条第5号の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。 次に農地法第5条第2項第4号の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されております。 また、農地法第5条第2項第5号の一時転用ではありません。 以上により議案第1号番号2については、許可できない場合に該当しません。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第1号番号2について担当委員は私でございますのでご説明させていただきます。 _____での転用について、_____である_____より_____にて_____がありましたので、_____に私と成田推進委員、_____と現地で立会を実施しました。場所等についてはさきほどの事務局説明の通りでございますが、_____ではございますが、_____されており、所有者の_____は_____に_____し、農地としての_____が_____と転用は問題ないと判断しましたので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。 私からご説明いたしましたが、成田推進委員から補足説明はございますでしょうか。</p>
委 員	なし
市村初仁議長	先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第1号番号2についてご意見のある方はお願いします。
委 員	なし
市村初仁議長	よろしいでしょうか。ご意見がないようなので、議案第1号番号2につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。

委員	挙手
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。全員賛成全員ですので議案第1号番号2を原案どおり可決いたしました。</p> <p>よって、議案第1号番号2は、許可相当として県知事に意見を送付します。</p> <p>次に、議案第2号番号1「軽井沢町農用地利用集積計画について」を議題にします。事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>議案第2号番号1「軽井沢町農用地利用集積計画について」説明します。</p> <p>次第6頁から7項、補足資料は、35頁から40項をお願いします。</p> <p>軽井沢町長より、農業委員長あてに、軽井沢町農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、農業委員会決定の依頼がございましたので、審議をお願いいたします。</p> <p>2月の公告分でございますが、再設定が、2件、2筆、面積は、5,243㎡、内訳は、畑が5,243㎡です。合計も同様です。新規が4件、4筆、面積は、12,293㎡、内訳は、畑が12,293㎡です。合計も同様です。</p> <p>集積計画及び申請書につきましては補足資料のとおりですので、確認をお願いいたします。同法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、ご審議をお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。それでは、議案第2号番号1、軽井沢町農用地利用集積計画の1月公告分について、ご意見のある方はお願いします。</p>
委員	なし
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。</p>
委員	なし
市村初仁議長	<p>ご意見がございませんので、農用地利用集積設定につきまして、原案どおり決定いたします。</p> <p>よって、議案第2号番号1軽井沢町農用地利用集積計画2月公告分について、軽井沢町長へ、決定意見を送付します。</p> <p>次に6、のその他事項に進みます。(1)、(2)、(3)は報告事項はございませんので省略します。(4)の農業委員会事務局関係について、事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>次第9ページをお願いします。</p> <p>(4)事務局関係について</p>

ア 当面の会議・行事日程等について

○令和2年度長野県農業委員会女性協議会研修会(女性委員)※中止

令和3年2月3日(水)13時から 塩尻市 レザンホール

○軽井沢町野菜価格安定対策事業運営協議会

令和3年2月10日(水)13時30分から JA佐久浅間軽井沢支所 2階 会議室

○農業委員会2月役員会

令和3年2月16日(火)13時30分から 役場2階 第9会議室

○第24期軽井沢町農業委員会第8回総会

令和3年2月26日(金)13時30分から 役場2階 第3・4会議室

○農業委員会3月役員会

令和3年3月16日(火)13時30分から 役場2階 第9会議室

○軽井沢町農業者年金推進協議会理事会

令和3年3月26日(金)13時30分から 役場2階 第3・4会議室

○第24期軽井沢町農業委員会第9回総会

令和3年3月26日(金)15時から 役場2階 第3・4会議室

イ 配布資料について

全国農業新聞普及推進一覧表(令和3年1月1日現在)

引き続き委員の皆様には各地区で未加入の方がいらっしゃいましたら、呼びかけをお願いいたします。

次に、農業者年金加入推進ニュースです。「加入者累計13万人早期達成3ヵ年運動」において当町として目標を達成することができました。委員の皆様のご活動に感謝申し上げますとともに、引き続き、加入推進活動をよろしくお願いいたします。

なお、各地区の加入対象者の名簿につきまして、事務局までお問い合わせいただければ、情報提供をいたしますので、お願いいたします。

次に農地パトロール結果による非農地判断案について、配布の資料のとおりですので、ご確認をいただきまして何か意見がございましたら2月の総会までに連絡をお願いいたします。

次に、農業者年金加入推進記録簿について、2月の総会までに、事務局まで提出をお願いいたします。

次に、農業の働き方改革・雇用促進研修会の開催についてでございますが、外国人労働者を受け入れる農家の皆様向けに、労務管理と法令順守を柱とした働き方改革や雇用促進を図ることを目的に研修会を開催する別紙ご案内をご確認の上、本研修会はWEB開催となりますので、参加希望者は期日までに申し込みをお願いいたします。

次に、水稲から野菜への転換を推進する事業のご案内となりますが別紙をご覧ください。こちらは、水稲を主として経営されている農家の方で、野菜の加工、業務用途の需要増大に対応する為、白ネギやスイートコーンなど所得の向上を目指し、高収益作物の野菜等への転換を希望される方に対する支援対象及び内容を記載しているものでございます。興味のある方は裏面のアンケートに必要事項を

市村初仁議長	<p>記載の上、長野県園芸作物生産振興協議会事務局へ送付してください。</p> <p>次に中間管理機構を活用した農地賃貸借に関するご案内をご確認ください。農地の出し手と受け手のマッチングも委員の役割であることをご認識の上、中間管理機構を活用する場合には出し手や受け手の皆様にご説明等をお願いいたします。事務局関係は以上でございます。</p> <p>ただ今の説明について、ご質問等ございましたらお願いします。</p>
委員	なし
市村初仁議長	<p>その他、全体を通して何かございますか。</p>
委員	なし
市村初仁議長	<p>それでは、第24期軽井沢町農業委員会第7回総会を閉会といたします。</p> <p>大変お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: center;">閉会 14時35分</p>